

市長メッセージ No.49

3月6日までで、まん延防止等重点措置が終了  
～感染防止対策の総点検と3・4月(活動活発期)の感染防止徹底を！

県全域におけるまん延防止等重点措置と福島県非常事態宣言は、3月6日までで終了することになりました。

1月下旬から爆発的に拡大した本県と本市の新規陽性者数は、2月初旬をピークに減少した後、最近では高止まりからやや増加気味の状況にあります。それでも、ピークからは6割程度で推移し、人口対比の発生率で見ると、本県は全都道府県の「低いほうから2番目」、本市は県平均以下の水準にあります。また、病床使用率も改善していることなどから、本県は、一定程度感染拡大が抑えられているとの判断の下、まん延防止等重点措置の終了に至りました。

この間、第5波の4倍もの高さの波に献身的に対応いただいた医療保健関係の皆さま、様々な制約を受け入れ感染防止にご協力いただいた市民・事業者の皆さまに、心から厚く感謝申し上げます。

しかしながら、感染力の非常に強いオミクロン株のもとでは、再び急激な感染拡大が生じかねない状況であることに変わりはありません。加えて、異動・帰省・花見のシーズン到来に伴い、人の動きが活発化し、感染拡大のリスクが高まります。感染防止への十分な警戒が必要です。

県では、3月7日から3月末まで「感染拡大防止重点対策」を実施することとし、併せて18日まで「オールふくしま感染対策総点検キャンペーン」を進めることになりました。本市では、県の対策に本市独自に対策を加味して、次の通り感染防止対策を展開してまいりますので、市民・事業者の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

コロナ禍は既に2年を過ぎましたが、オミクロン株による感染は今後も相当程度予想されますし、新たな変異株による感染拡大も覚悟しなければなりません。このたびのまん延防止等措置の終了は、ある程度の感染状況の中でも社会経済活動を続け、広げていくこと、つまり「ウィズコロナ」の道へさらに踏み出したものといえるでしょう。

いかに、感染防止と社会経済活動を両立するかが重要です。市民・事業者・施設の皆さまには、その点を常に意識していただき、感染防止対策を徹底するとともに、創意工夫を講じながら社会経済活動の持続にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 市民・事業者・施設の皆さまは、改めて現在実施している感染対策の点検をお願いします。

- ① 家庭では、お子さんも毎日の感染防止対策が習慣となるよう、家族全員で日頃の感染対策をチェックしてください。その際、後日県から示される予定の家庭用チェックリストを活用してください。
- ② 事業所や子ども・高齢者等の施設では、事業所・施設の種類に応じて示される感染防止対策のチェックリスト等を活用しつつ、対策の緩みや新たな気づきがないか、総点検してください。

これまでのクラスター事例では、職員間でリラックスする場面での感染事例が多くなっています。職員間の感染防止にも、きめ細かに点検し、対策の徹底をお願いします。市から、事業所・施設に対し、点検のための通知を別途発出しますので、それを参考

にしてください。また、対策強化のためのアドバイスが必要な場合は、施設所管課、事業所は保健所にご相談ください。

2. 市民・事業者・施設の皆さまは、日々の健康観察を徹底し、少しでも症状がある場合は、出勤・登校・登園を控え、症状の軽い方は、まずは電話相談をお願いします。
  - ① オミクロン株では、最初から発熱する場合がありますが、せきやのどの痛みの症状が出た後に発熱するケースが多くなっています。また、感染後2日で別の人に感染させてしまうので、少しでも症状がある方は、出勤・登校・登園を控えてください。
  - ② 事業所・施設の管理・指導者は、健康観察を徹底し、症状が見られた方に自宅療養を促してください。
  - ③ 症状が軽い方は、まず受診・相談センター(0120-567-747)やかかりつけ医に電話相談をしてください。
  - ④ 家族(特にお子さん)が濃厚接触者となった場合には、家庭内の感染防止対策(図1)を強化したうえで、健康観察期間中は十分に注意し、他の家族も、できれば3日程度出勤・登校・登園を控えるようご協力をお願いします。
  - ⑤ 事業所・施設の皆さまは、職員・利用者の家族(特にお子さん)が濃厚接触者となった場合には、職員・利用者も、症状がなくてもできれば3日程度出勤・利用等を控えるよう、ご協力をお願いします。
3. 症状のある方や濃厚接触者となった方がいる家庭では、図1を参考に、家庭内で感染を広げない対策を徹底してください。
4. 市民・事業者・施設の皆さまは、感染対策の総点検にもとづき、感染防止対策の徹底をお願いします。
  - ① 特に高齢の方や基礎疾患のある方は、感染リスクの高い行動(混雑する場所や感染リスクの高い場所への外出など)を控えてください。
  - ② 十分な栄養、適度な運動により免疫力アップに努めてください。
  - ③ 事業所・施設の皆さまには、別途市より通知をいたします。
5. 異動・帰省・花見のシーズンを迎え、移動や会食でのリスクが高くなります。そのリスクを避けるため、次の対応をお願いします。
  - ① 会食は、同一グループ、同一テーブルでの会食は、4人以内にしましょう。
  - ② マスクなし会話の場面はつくらないようにしましょう。
  - ③ まん延防止等重点措置の対象区域等感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください。
6. 社会的な抵抗力を高めるため、できる限りワクチン接種をお願いします。
  - ① 3回目接種の予約開始日が到来したらできる限り、速やかにワクチンの予約・接種をお願いします。武田/モデルナ社製ワクチン、ファイザー社製ワクチンいずれも、高い安全性と効果が確認されています。ファイザー社製より武田/モデルナ社製のほうが供給に余裕があり、予約が取りやすくなっていますので、こちらも選択肢としてご検討ください。

- ② まだ1・2回目を終了していない12歳以上の方にも、接種の機会を設けていますので、市ホームページ等で予約方法等を確認いただき、できる限り接種を受けてください。
- ③ 5歳～11歳の小児接種は、個別接種(3月9日～)と集団接種(3月13日～)を組み合わせ進めます。事前に副反応等について十分理解の上、予約・接種をお願いします。小児接種に関する全般的な相談に応じる福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口(0120-191-567)が設けられましたので、ご活用ください。  
なお、接種はあくまで強制的なものではありませんので、ワクチン接種に関して差別的な対応が生じないよう、保護者や関係者の皆さまはご協力をお願いします。

令和4年3月6日

福島市長 木幡 浩

## 市民・事業者・施設の皆さまへの 5 つのお願い

①	少しでも症状がある方は、出勤・登校・登園を控えてください。
②	事業所・施設の管理・指導者は、健康観察を徹底し、 症状が見られた方に自宅療養を促してください。
③	症状が軽い方は、まず受診・相談センター(0120-567-747)や かかりつけ医に電話相談をしてください。
④	症状のある方や濃厚接触者となった方がいる家庭では、 家庭内で感染を広げない対策(図1)を徹底してください。 濃厚接触者(特にお子さん)がいる場合は、加えて、 健康観察期間中は十分に注意し、他の家族も、できれば3日程度 出勤・登校・登園を控えるようご協力をお願いします。
⑤	事業所・施設の皆さまは、職員・利用者の家族(特にお子さん)が 濃厚接触者となった場合には、職員・利用者も、症状がなくても できれば3日程度出勤・利用等を控えるよう、ご協力をお願いします。

# 家庭内で感染を広げないための4+4つのポイント

